資料1-1

# 森林計画の体系図

**森林・林業基本法**
昭和39年法律第161号
（H20.5.23一部改正）
森林の多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林・林業に関する政策の目標と基本事項を示したもの

政府　H28.5.24　閣議決定

**森林・林業基本計画（第11条）**

1　森林・林業施策に関する基本的な方針
2　森林の多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
3　森林及び林業に関し、政府が総合的・計画的に講ずべき施策

**森　林　法**
昭和26年法律第249号
（H28.5.20最終改正）
森林の保続培養と森林生産力の増進のため、森林計画、保安林、その他森林整備に関する事項を定めたもの

農林水産大臣　H28.5.24閣議決定

**全国森林計画（第4条）**

1　森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針
2　全国の森林の整備及び保全の目標
3　伐採、造林、間伐、林道開設、保安林、治山事業施行の計画量

15年計画（5年ごと）
H25年樹立・H28変更(計画期間：H26.4.1～H41.3.31)

都道府県知事

**地域森林計画（第5条）**

1　対象とする森林の区域
2　森林の整備及び保全の目標
3　伐採、造林、間伐に関する事項
4　機能別施業区域
5　林道の開設・改良
6　森林経営の委託
7　林産物の利用促進
8　保安林の整備・治山事業
9　森林病害虫の駆除

10年計画（5年ごと）
※千葉北部 H29樹立(計画期間：H30.4.1～H40.3.31)
・千葉南部 H26樹立（計画期間：H27.4.1～H37.3.31）

調整

森林管理局長

**国有林の地域別森林計画（第7条の2）**

1　森林の区分ごとの森林整備・保全の基本方針
2　国有林の整備及び保全の目標
3　伐採、造林、間伐、林道開設、保安林、治山事業施行の計画量

10年計画（5年ごと）

市町村長

**市町村森林整備計画（第10条の5）**

1　伐採、造林、保育に関する事項
2　立木の標準伐期齢、造林樹種
3　間伐実施林齢、方法
4　公益的機能別施業森林区域、施業の方法
5　委託施業・経営の促進に関する事項
6　病害虫駆除等森林保護に関する事項

→ 公益的機能等による森林の区分
（区分は市町村長の裁量）

10年計画（5年ごと）
・千葉北部計画区の42市町村 H30.3樹立
・千葉南部計画区の12市町 H27.3樹立

森林所有者等

**森林経営計画（第11条）**

1　森林施業の実施に関する長期方針
2　森林の面積、樹種、林齢、立木材積
3　伐採、造林、間伐する森林の所在、時期、面積、方法
4　病害虫駆除等森林の保護の関する事項

5年計画

森林所有者等

伐採及び伐採後の造林の届出
（第10条の8）

1　森林の所在、伐採面積、方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間、樹種

事前届出